

# 秘密保持契約書

「譲渡側」(以下甲という)と「買収側」(以下乙という)は、甲と乙による企業提携の可能性を検討するために甲及び乙がそれぞれの相手方に提供する情報、資料等に関し、以下の通り契約(以下本契約という)する。

(定義)

第1条 本契約において企業提携とは、以下の通りとする。

- (1)法人の合併、譲渡・譲受及びその他の方法による株式あるいは出資持分の移転
- (2)事業譲渡・譲受及びその他法人資産の譲渡・譲受
- (3)法人又は個人による資本参加及び技術提携
- (4)(1)から(3)に付随する一切の業務

(秘密保持)

第2条 甲及び乙は、相手方より入手した対象企業に関する書面、電波、電磁的記録、口頭及び物品等の一切の情報並びにそれらを基に作成した資料(以下情報という)を機密に保持するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならず、企業提携の目的以外の目的をもって自己または第三者の利益のために利用してはならないものとする。但し、上記情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1)相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの
- (2)相手方から開示されたときに既に保有していたもの
- (3)適法かつ正当に第三者から開示されたもの
- (4)両当事者の故意又は過失を原因とせず公知となったもの
- (5)甲及び乙が必要と認めた範囲内で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に開示するもの

(情報の返還)

第3条 甲及び乙は、第4条の規定により本契約が終了した場合及び本契約に基づく企業提携が成立する可能性がないことを相互に確認した場合には、本契約に基づき相手方から提供又は開示された一切の情報(複製したものを含む)を速やかに返還するものとする。ただし、開示者が被開示者に対しその返還に代えて廃棄を求めたときは、被開示者は責任をもってそれを破棄するものとする。

(有効期間)

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結日より2年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

2 前項により、本契約が解除された場合といえども、本契約第2条、第3条及び第4条で定める義務は、本契約解除後2年間は存続する。

(協議事項)

第5条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

平成 年 月 日

甲：

印

乙：

印